



いなべ市



合併の経緯



1	員弁地区4町の概要	・・・	1
2	員弁地区4町の沿革	・・・	2
3	現在までの経緯	・・・	3
4	合併協議会について		
	1) 合併までの流れ	・・・	8
	2) 組織図	・・・	9
	3) 協定項目	・・・	12
5	公聴会	・・・	19
6	アンケート調査	・・・	20
7	新市建設計画	・・・	21
8	住民説明会	・・・	22
9	啓発活動等	・・・	24
	1) 広報誌発行		
	2) ホームページ		

〒511-0293

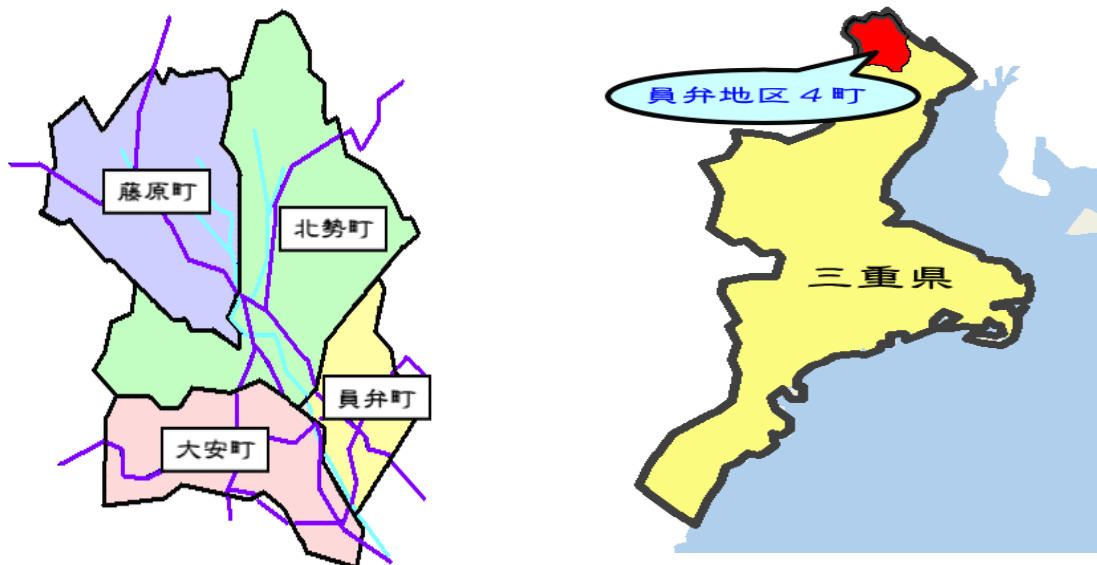
三重県いなべ市員弁町笠田新田 111 番地

いなべ市 市長公室

TEL 0594-74-5820 FAX 0594-74-5800

URL <http://www.city.inabe.mie.jp>

1 員弁地区4町の概要



区 分	北勢町	員弁町	大安町	藤原町	合 計
面 積(k m ²)	88.78	23.83	44.60	62.37	219.58
人 口(12.10.1国調)	14,443	8,687	15,186	7,314	45,630
(人) (15.3.31住基)	14,022	8,574	15,399	7,487	45,482
世帯数(12.10.1国調)	4,091	2,801	4,748	2,110	13,750
(戸) (15.3.31住基)	4,134	2,612	4,812	2,225	13,783
普通会計 歳入総計	5,721,978	3,307,558	5,754,442	5,145,198	19,929,176
(千円) 歳出総計	5,364,232	3,053,083	5,267,000	4,204,107	17,888,422
第1次産業(人)	251	113	258	118	740
第2次産業(人)	3,642	2,492	4,059	1,585	11,778
第3次産業(人)	3,433	2,147	3,611	1,810	11,001
分類不能産業(人)	4	8	34	0	46
小学校数	4	2	4	5	15
中学校数	1	1	1	1	4
幼稚園数	4	0	0	1	5
保育所数	4	3	5	1	13

- 歳入歳出の額は平成14年度地方財政状況調査によるものです。
- 第1次～第3次及び分類不能産業は、平成12年国勢調査によるものです。

2 員弁地区4町の沿革

町名	合併関係		
	関係町村名	施行年月日	合併方式
北勢町	阿下喜町、十社村、山郷村	昭和30年4月1日	合体
	治田村	昭和30年8月1日	編入
員弁町	笠田村、大泉原村、大泉村	昭和16年2月11日	合体
大安町	大安町、石加村	昭和38年4月1日	合体
藤原町	東藤原村、西藤原村、白瀬村、立田村、中里村	昭和30年4月3日	合体

3 現在までの経緯

【任意合併協議会～法定合併協議会】

年月日	内容
平成10年	員弁郡（北勢町・員弁町・大安町・東員町・藤原町）各町長・議長による「合併検討委員会」発足
平成13年10月3日	員弁地区町合併協議会設立総会開催（任意合併協議会設置） ・協議会規約、役員を選出について ・合併重点支援地域の指定について協議
平成13年10月15日	第1回員弁地区町合併協議会幹事会開催
平成13年10月25日	合併重点支援地域の指定を受ける（三重県内で2番目の指定）
平成13年11月5日	第2回員弁地区町合併協議会開催 ・事務局職員の配置、法定協議会設置について協議
平成13年11月19日	第2回員弁地区町合併協議会幹事会開催
平成13年12月3日	第3回員弁地区町合併協議会開催 ・事業計画・予算の修正、住民懇談会について協議
平成13年12月27日 ～平成14年3月15日	各町にて市町村合併住民懇談会を開催 北勢町 平成14年3月1日～3月15日 員弁町 平成14年1月15日～2月26日 大安町 平成13年12月27日～14年2月24日 藤原町 平成14年2月6日～2月27日
平成14年1月4日	員弁町役場内に員弁地区町合併協議会事務局を設置（郡内5町から職員各1名と三重県からの派遣職員1名が駐在し、町合併の研究を始める）
平成14年1月7日	第4回員弁地区町合併協議会開催
平成14年2月4日	第5回員弁地区町合併協議会開催

平成 14 年 3 月 4 日	第 6 回員弁地区町合併協議会開催 4 町（北勢町、員弁町、大安町、藤原町）の町長及び議長による共同記者会見(法定合併協議会設置の議案を 3 月議会に上程することを発表)
平成 14 年 3 月 6 日	員弁地区町合併協議会の設置について、議案可決（藤原町）
平成 14 年 3 月 15 日	員弁地区町合併協議会の設置について、議案可決（員弁町）
平成 14 年 3 月 19 日	員弁地区町合併協議会の設置について、議案可決（大安町）
平成 14 年 3 月 20 日	員弁地区町合併協議会の設置について、議案可決（北勢町）
平成 14 年 4 月 1 日	法定員弁地区町合併協議会設置

【法定合併協議会～いなべ市施行】

年 月 日	内 容
平成 14 年 4 月 1 日	第 1 回員弁地区町合併協議会開催（法定） ・員弁地区町合併協議会規約について ・合併協議会会長、副会長の選任協議結果について ・平成 14 年度員弁地区町合併協議会予算について ・員弁地区町合併協議会会議運営規程について ・員弁地区町合併協議会会議傍聴規程について ・員弁地区町合併協議会幹事会設置要領について ・員弁地区町合併協議会専門部会設置要領について ・員弁地区町合併協議会分科会設置要領について ・員弁地区町合併協議会事務局規程について ・員弁地区町合併協議会財務規程について ・員弁地区町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について ・監査委員の選任同意について ・合併協定項目について ・合併基本 4 項目について ・住民アンケート調査について
平成 14 年 4 月 22 日	第 2 回員弁地区町合併協議会開催（法定） ・合併基本 4 項目について ・住民アンケート調査について ・住民公聴会について
平成 14 年 5 月	住民アンケート調査実施
平成 14 年 6 月 1 日～6 月 2 日	公聴会の開催
平成 14 年 7 月 8 日	第 3 回員弁地区町合併協議会開催（法定） ・住民アンケート調査結果（概要）について ・合併基本 4 項目について ・財産の取扱いについて（協定項目 5） ・議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目 6）

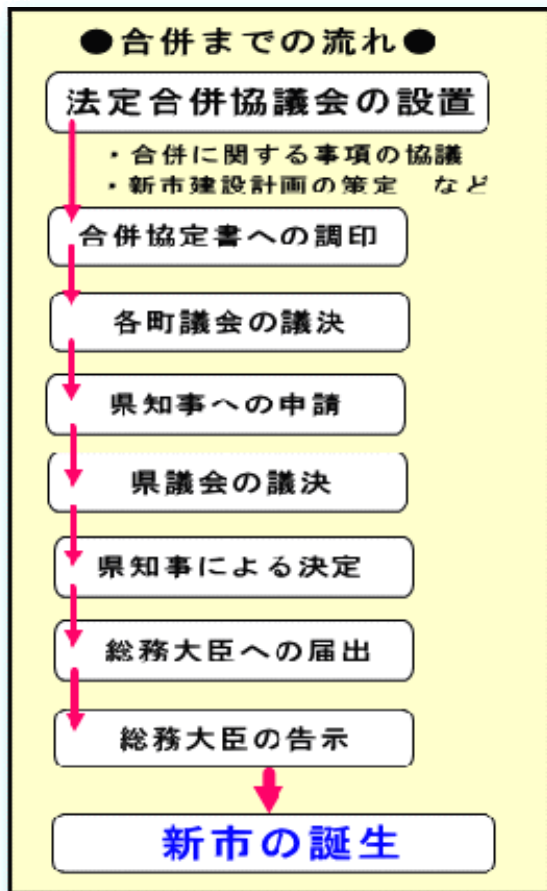
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税の取扱いについて (協定項目 8) ・条例、規則等の取扱いについて (協定項目 1 1) ・町名、字名の取扱いについて (協定項目 1 7) ・慣行の取扱いについて (協定項目 1 8) ・員弁地区町合併協議会事務局規程の一部改正について ・員弁地区町合併協議会補正予算 (第 1 号) ・員弁地区町合併協議会新市建設計画審議会規程の制定について
平成 14 年 8 月 12 日	<p>第 4 回員弁地区町合併協議会開催 (法定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併基本 4 項目について ・議会の議員の定数及び任期の取扱い (協定項目 6) ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて (協定項目 7) ・一般職の職員の身分の取扱いについて (協定項目 9) ・特別職の身分の取扱いについて (協定項目 1 0) ・事務組織及び機構の取扱いについて (協定項目 1 2) ・公共的団体等の取扱いについて (協定項目 1 5) ・消防団の取扱いについて (協定項目 2 1) ・行政区の取扱いについて (協定項目 2 2)
平成 14 年 10 月 25 日	<p>第 5 回員弁地区町合併協議会開催 (法定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併基本 4 項目について ・議会の議員の定数及び任期の取扱い (協定項目 6) ・一部事務組合等の取扱いについて (協定項目 1 3) ・使用料、手数料等の取扱いについて (協定項目 1 4) ・補助金、交付金等の取扱いについて (協定項目 1 6) ・国民健康保険事業の取扱いについて (協定項目 1 9) ・介護保険事業の取扱いについて (協定項目 2 0) ・各種事務事業の取扱いについて (協定項目 2 3) ・国際交流事業について (協定項目 2 3 - 1) ・電算システム事業について (協定項目 2 3 - 2) ・広報広聴関係事業について (協定項目 2 3 - 3) ・情報公開事業について (協定項目 2 3 - 4) ・納税関係事業について (協定項目 2 3 - 5) ・消防防災関係事業について (協定項目 2 3 - 6) ・交通関係事業について (協定項目 2 3 - 7) ・人権啓発事業について (協定項目 2 3 - 8) ・保健衛生事業について (協定項目 2 3 - 9) ・各種福祉事業について (協定項目 2 3 - 1 0) ・環境対策事業について (協定項目 2 3 - 1 1) ・農林水産関係事業について (協定項目 2 3 - 1 2)

	<ul style="list-style-type: none"> ・商工・観光関係事業について (協定項目 23-13) ・建設関係事業について (協定項目 23-14) ・上・下水道事業について (協定項目 23-15) ・町立学校等の通学区域について (協定項目 23-16) ・学校教育事業について (協定項目 23-17) ・社会教育事業について (協定項目 23-18) ・社会福祉協議会について (協定項目 23-19) ・その他事業について (協定項目 23-20)
平成 14 年 12 月 4 日	<p>第 6 回員弁地区町合併協議会開催 (法定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・員弁地区町合併協議会補正予算 (第 2 号)
平成 14 年 12 月 16 日	<p>第 7 回員弁地区町合併協議会開催 (法定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併基本 4 項目について ・議会の議員の定数及び任期の取扱い (協定項目 6) について
平成 14 年 12 月 26 日	<p>第 8 回員弁地区町合併協議会開催 (法定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画について (協定項目 24)
平成 14 年 10 月 28 日 ～平成 15 年 1 月 28 日	<p>各町において住民説明会開催</p> <p>北勢町 平成 14 年 12 月 25 日～平成 15 年 1 月 13 日</p> <p>員弁町 平成 14 年 12 月 24 日～平成 15 年 1 月 28 日</p> <p>大安町 平成 14 年 10 月 28 日～平成 14 年 12 月 8 日</p> <p>藤原町 平成 14 年 12 月 14 日～平成 15 年 1 月 17 日</p>
平成 15 年 1 月 24 日	<p>第 9 回員弁地区町合併協議会開催 (法定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画について (報告) ・合併協定書について (報告)
平成 15 年 1 月 24 日	合併協定書への調印
平成 15 年 1 月 30 日	各町臨時議会にて「合併に関する議案」可決
平成 15 年 1 月 31 日	三重県知事へ「合併に関する申請書」を提出
平成 15 年 3 月 12 日	三重県議会にて「合併に関する議案」可決
平成 15 年 3 月 26 日	<p>第 10 回員弁地区町合併協議会開催 (法定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年度員弁地区町合併協議会補正予算 (第 3 号) ・平成 15 年度員弁地区町合併協議会予算 (案)
平成 15 年 3 月 26 日	三重県知事による合併の決定
平成 15 年 3 月 26 日	三重県知事より総務大臣へ「合併を決定した」旨を届出

平成 15 年 4 月 11 日	<p>総務省告示 第三百六号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により三重県員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町及び同郡藤原町を廃し、その区域をもつていなべ市を設置する旨、三重県知事から届出があったので、</p> <p>同条第六項の規定に基づき、告示する。</p> <p>右の処分は、平成十五年十二月一日からその効力を生ずるものとする。</p> <p>平成十五年四月十一日</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 片山虎之助</p>
平成 15 年 11 月 25 日	<p>第 11 回員弁地区町合併協議会開催（法定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いなべ市新条例・例規（案）について ・市長職務執行者の選任について ・合併記念事業について ・平成 14 年度員弁地区町合併協議会予算決算について ・平成 15 年度員弁地区町合併協議会補正予算について ・平成 15 年度員弁地区町合併協議会決算見込みについて ・員弁地区町合併協議会の解散について
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 	
平成 15 年 12 月 1 日	合併・いなべ市誕生

4 合併協議会について

1) 合併までの流れ



◎法定合併協議会の設置

- ・ 設置するためには、関係する市町村の議会の議決、または住民投票における過半数の賛成が必要です。
- ・ 合併をおこなうこと自体の是非を含めて、合併についてあらゆる事項を正式に話し合う場所です。
- ・ 合併する方向に決まったら、合併後の将来図とその実現方法を新市建設計画にまとめます。

◎合併協定書への調印

- ・ 法定合併協議会での市町村の話し合いの結果の主要部分は、通常合併協定書といった形にまとめられ、協議会委員によって調印されます。
- 合併の方向の一本化

◎各町議会の議決

- ・ 合併協定書に沿って各町議会が議決。
- 合併の内容が確定し、知事の正式決定へ。

◎県知事への申請

- ・ 関係町長すべてから申請します。

◎県議会の議決・県知事による決定

- ・ 県議会の議決を経て、知事が町合併を正式決定されます。
- ・ 市になる合併の場合は、総務大臣の同意が必要です。

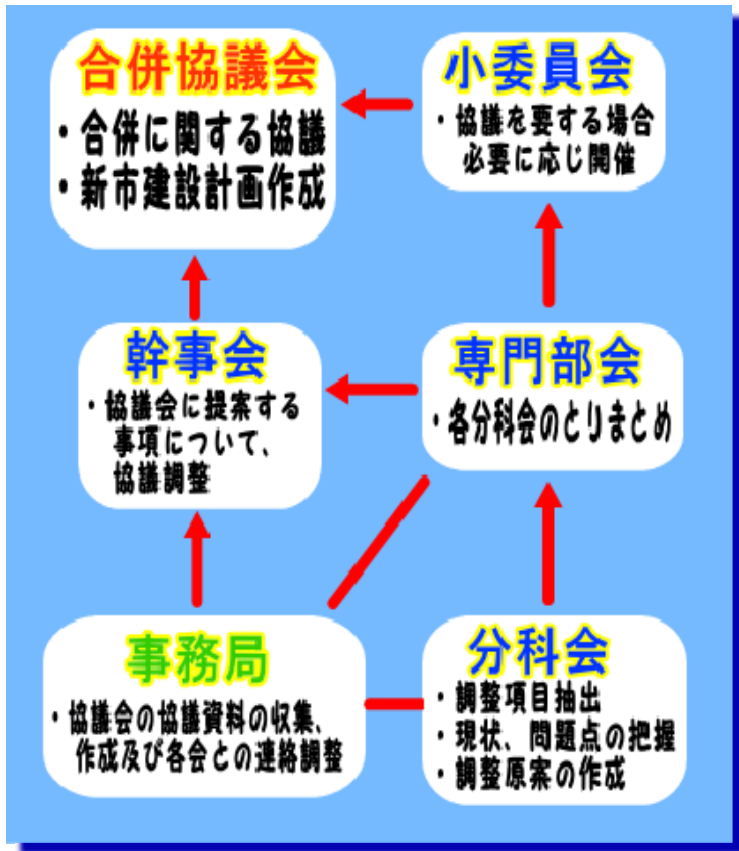
◎総務大臣への届出

- ・ 知事の決定がなされた場合は、知事から総務大臣へその旨届出がされます。

◎総務大臣の告示

- ・ 総務大臣の告示によって、合併の効力が発生し、新市が誕生します。

2) 組織図



員弁地区町合併協議会は、合併協議会、小委員会、幹事会、専門部会、分科会、事務局、で構成されています。

●合併協議会

合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づいて設置された法定の協議会で、員弁地区4町の合併の是非を含め、合併に関するあらゆる事項の協議や市町村建設計画の策定などを行います。合併協議会は、4町の町長のほか、議長、学職経験者からなる委員十名で構成されています。協議内容は原則として公開されます。

●小委員会

小委員会は、合併協議会から付託された事項について調査・審議を行います。

●幹事会

幹事会は、4町の総務課長等で構成され、協議会に提案する事項について協議・調整を行います。

●専門部会

専門部会は、4町の職員で構成され、総務・企画・住民・福祉・産業経済・上下水道・建設・教育・議会事務局の九部会に分かれ、合併事務を専門的に協議・調整を行います。

●分科会

分科会は、調整項目を抽出し、現状及び問題点を把握して調整原案の作成を行います。

●事務局

事務局は、合併協議会の運営を円滑に進めていくため、協議に必要な資料の収集・作成及び各会との連絡調整を行います。

●合併協議会

役職名	町名等	選出区分	備 考
会 長	員弁町	町 長	
副会長	藤原町	町 長	
委 員	北勢町	町 長	
	大安町	町 長	
	北勢町	議 長	
	員弁町	議 長	
	大安町	議 長	
	藤原町	議 長	
	三重県	学識経験者	北勢県民局長
三重県	学識経験者	北勢県民局副局長	

●顧 問

町名等	選出区分	備 考
三重県	北勢県民局行財政特命担当監	
北勢町	町議会合併関係特別委員会委員長	員弁地区町合併特別委員会
員弁町	町議会合併関係特別委員会委員長	市町村合併調査特別委員会
大安町	町議会合併関係特別委員会委員長	市町村合併調査研究特別委員会
藤原町	町議会合併関係特別委員会委員長	市町村合併調査研究特別委員会

●幹事会

役職名	町 名	備 考
幹事長	員弁町	総務課長
副幹事長	藤原町	総務税務グループリーダー
幹 事	北勢町	総務課長
	大安町	総務課長

●事務局

任意協議会（構成町 5 町）	各町 1 名で計 5 名、三重県派遣職員 1 名	合計 6 名
法定協議会（構成町 4 町）	各町 2 名で計 8 名、三重県派遣職員 1 名	合計 9 名

●専門部会・分科会

専門部会名	分科会名	検 討 課 題
総務部会	財政分科会	財政計画、各施策の財政負担の検討、その他
	管財分科会	財産の取扱い、その他
	総務分科会	条例規則整理、字区域、慣行、文書整理、情報公開、一部事務組合等の取扱い、その他
	人事分科会	一般職・特別職の身分の取扱い、給与、事務組織及び機構、その他
	電算分科会	電算システム、その他
	消防分科会	消防団、防災関係の取扱い、一部事務組合等の取扱い、その他
	税分科会	地方税、納税関係の取扱い
企画部会	企画分科会	新市建設計画、一部事務組合等の取扱い、その他
	都市計画分科会	都市計画に係る各事業の取扱い
	広報分科会	広報公聴、姉妹都市、国際交流事業、その他
住民部会	住民分科会	住民窓口業務、諸証明、人権啓発、その他
	国保年金分科会	国民健康保険、年金、老人保健、各種医療の取扱い
	環境分科会	ごみ収集運搬業務の取扱い、環境対策、一部事務組合等の取扱い、各種衛生施策、その他
福祉部会	福祉分科会	各種福祉施策、保育事業、生活保護事業、介護保険事業の取扱い、一部事務組合等の取扱い、その他
	健康分科会	健康対策の取扱い、保健衛生事業
	社協分科会	社会福祉協議会の取扱い
産業経済部会	農林水産分科会	農林水産業関係事業、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、その他
	商工観光分科会	商工・観光関係事業、その他
上下水道部会	水道分科会	水道事業の取扱い（加入金、料金）、その他
	下水道分科会	下水道事業の取扱い（分担金、負担金、使用料等）
建設部会	建設分科会	建設関係事業の取扱い
	住宅分科会	公営住宅の取扱い（使用料等）
教育部会	学務分科会	学校教育、幼稚園、給食、教育協議会の取扱い、その他
	社会教育分科会	生涯学習、文化財、体育、その他社会教育の取扱い
	公民館分科会	公民館・集会所、体育館等の取扱い
議会事務局部会		議員の定数及び任期の取扱い、監査に関すること、その他

3) 協定項目

項 目		調 整 方 針
1	合併の方式	新設(対等) 合併
2	合併の期日	合併の期日は平成15年12月1日とする。
3	新市の名称	新市の名称は「いなべ市」とする。
4	新市の事務所の位置	当面の新市の事務所の位置を員弁町大字笠田新田111番地とする。
5	財産の取扱い	4町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。また、治田財産区有財産は、治田財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	1 新市の議会の議員の定数は、24人とする。 2 4町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	新市に1つの農業委員会を置き、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
8	地方税の取扱い	町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税については、4町に相違がないため現行のとおりとする。
9	一般職の職員の身分の取扱い	1) 4町の一般職の職員及び西員弁清掃組合の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し統一を図る。 4) 給与については、職員の処遇及び給料の適正化の観点から、合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については合併後速やかに給料の格差是正を行なう。
10	特別職の身分の取扱い	特別職の職員(消防団員を除く。)については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。 ①市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 ②議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 ③教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額

		<p>及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>④その他の条例で定める特別職の職員については、4町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。各町で設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</p>
11	条例、規則等の取扱い	<p>条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。 3 合併後、逐次制定し施行させるもの。
12	事務組織及び機構の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1) 現在の北勢町、員弁町、大安町及び藤原町の庁舎を有効活用した事務組織及び機構とする。 2) 新市の事務組織は、住民サービスが低下しないように充分配慮する。 3) 新市の事務組織及び機構は、合併時には混乱を招かないよう、現組織を基本として統合するが、その後段階的に「新市における組織、機構の整備方針」に基づき再編整備する。 <p>【新市における組織・機構の整備方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織、機構。 2) 住民の声を適正に反映できる組織、機構。 3) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織、機構。 4) 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織、機構。 5) 簡素で効率的な組織、機構。
13	一部事務組合等の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1) 4町及び一部の町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって当該組合等を脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。ただし、西員弁清掃組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事業については新市において行なう。 2) 事務の委託については、4町は合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において合併の日に現行の事務委託規約の内容により締結する。ただし、北勢町と藤原町との間における斎場の事務の委託については、2町は合併の日の前日をもって規約を廃する。 3) 員弁郡介護認定審査会は、合併時に規約の変更を行なう。 4) 員弁郡土地開発公社は、合併時に定款の変更を行なう。
14	使用料、手数料等の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1) 4町で差異のない使用料及び手数料等については、現行のとおりとする。 2) 4町で差異のある使用料及び手数料等については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則

		<p>から、適正な料金のあり方等について検討し調整する。</p> <p>なお、調整は合併後10年以内の早期に調整を図るものとする。</p>
15	公共的団体等の取扱い	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>1) 各町共通の団体について</p> <p>ア 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>イ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。</p> <p>ウ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>2) 各町独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p>
16	補助金、交付金等の取扱い	<p>補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行なう。</p> <p>1) 団体に係るもの</p> <p>(1) 4町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 4町において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。</p> <p>2) 事業に係るもの</p> <p>(1) 4町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。</p> <p>(2) 4町において独自の補助金、交付金等については、事業の実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>なお、調整は合併後10年以内の早期に調整を図るものとする。</p>
17	町名、字名の取扱い	<p>4町の町名、字名は、現行のとおりとし、「大字」を削除した名称とする。</p>
18	慣行の取扱い	<p>1 市章、市民憲章、市の木及び花等については、新市において定める。</p> <p>2 各種宣言については、新市において定める。</p> <p>3 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設する。</p>
19	国民健康保険事業の取扱い	<p>1) 保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、4町に相違がないため、現行のとおりとし、葬祭費については、30,000円とする。</p> <p>2) 保健事業については、4町の事業の現況を踏まえ、4町で相違のあるものは合併時までに調整し統一するものとし、4町で相違のないものは、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p>

		3) 保険料率については、統一を図るものとする。
20	介護保険事業の取扱い	1) 被保険者の資格管理等に係る事務については、4町に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 2) 保険給付の内容については、4町に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 3) 保険料については、適正な保険料を算定し統一を図るものとする。 4) 普通徴収納期については、統一を図るものとする。
21	消防団の取扱い	消防団については、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において調整する。
22	行政区の取扱い	自治会（区）長会は現行のとおりとし、新たに地区単位による代表者制を導入する。
23	各種事務事業の取扱い	各種事務事業については、次の事項に留意し、住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、その一元化に向け調整を図るものとする。 1) 4町が実施している同一あるいは類似の事務事業については、合理化、効率化に向け調整する。 2) 4町が実施している独自の事務事業については、従来からの経緯、実情を考慮し調整する。 なお、調整は合併後10年以内の早期に調整を図るものとする。
23-1	国際交流事業	国際交流事業については、新市に引き継ぐものとする。
23-2	電算システム事業	電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合を図るものとする。 また、他のシステムについては、新市において調整し構築するものとする。
23-3	広報広聴関係事業	1) 広報紙等の広報事業については、合併時に統合し情報の提供に努めるものとする。 2) 広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。
23-4	情報公開事業	市政に対する住民の理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するため、情報公開条例等を合併時に制定する。
23-5	納税関係事業	1) 前納報奨率については、合併時に統一するものとする。 2) 納付書送付時期については、合併時に統一するものとする。 3) 納税貯蓄組合については、合併時に廃止するものとする。
23-6	消防防災関係事業	事業の一体性を確立するために、新市において速やかに防災計画を策定する。
23-7	交通関係事業	交通関係事業については、市民生活の利便性、移動手段の確保の観点から、新市の交通体系の整備を図るものとする。 また、放置自動車及び放置自転車対策等については、合併後速やかに統一を図るものとする。
23-8	人権啓発事業	人権啓発事業については、これまでの取組みの経緯を踏まえ、新市にお

		いて速やかに計画を策定し、人権意識の高揚に努める。
23-9	保健衛生事業	<p>1) 母子保健(予防接種、健診他)、各種検診(成人病他)等については、現行を基本として調整する。ただし、</p> <p>ア 検診の対象年齢については、検診内容ごとに調整する。</p> <p>イ 検診の個人負担金については、住民負担を考慮して調整する。</p> <p>ウ 町独自で行っている検診内容については、住民サービスが低下しないよう調整する。</p> <p>2) 各町の特色ある事業等については、基本的に新市に引き継ぐ。</p>
23-10	各種福祉事業	<p>1) 障害者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努める。</p> <p>2) 高齢者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努める。</p> <p>3) 児童福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努める。</p> <p>4) 保育事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は現行のとおりとする。保育料については、合併後に統一する。</p> <p>5) 新市における地域福祉計画を策定し、地域福祉の充実に努めるものとする。</p>
23-11	環境対策事業	<p>1) ごみの資源化については、当面現行どおりとするが、統一に向けて調整する。</p> <p>2) ごみの収集については、当面現行の収集体制を維持し、統一に向けて調整する。</p> <p>3) 生ごみ処理機購入費補助については、コンポストは員弁町、電気式生ごみ処理機は藤原町の制度に統一する。</p> <p>4) 不法投棄廃棄物回収補助事業について、現行の事業は存続とする。</p> <p>5) 一般廃棄物集積場整備事業助成については、制度を廃止し新市において整備する。維持管理については現行のとおりとする。</p> <p>6) 環境審議会については、新市において新たに組織する。</p>
23-12	農林水産関係事業	<p>1) 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>2) 町単独事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。</p> <p>3) 農業経営近代化資金及びJA農業経営資金に対する利子補給金の交付については、合併時に調整する。</p> <p>4) 水田農業経営確立対策(転作)事業奨励金の交付については、合併時に調整する。</p> <p>5) 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。</p>

		<p>6) 農道・林道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>7) 農業経営基盤促進対策事業マスタープラン、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想及び水田農業振興計画は、新市において調整し、新たに作成する。</p>
23-13	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業は商工・観光振興を図るよう統合又は再編する。
23-14	建設関係事業	<p>1) 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については、新市で調整するものとする。</p> <p>2) 町道工事にかかる受益者の費用負担については、合併時に調整する。</p> <p>3) 建設関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。</p> <p>4) 公営住宅については、適正な管理・運営に努めるものとする。</p>
23-15	上・下水道事業	<p>1) 上水道について</p> <p>①水道事業会計は、統一を図る。</p> <p>②水道給水区域については、現行のとおりとする。</p> <p>③使用料については、北勢町及び員弁町は大安町の制度に統一し、大安町及び藤原町の制度を適用する。</p> <p>④メーター使用料は、合併時に廃止する。</p> <p>2) 下水道について</p> <p>①下水道事業については、合併後も速やかに事業を推進し、下水道の普及を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>②受益者負担金は現行のとおりとし、認可事業終了後については新市の負担金額とする。</p> <p>③使用料については、員弁町の制度に統一する。</p>
23-16	町立学校等の通学区域	4町の町立学校等の通学区域は現行のとおりとする。
23-17	学校教育事業	<p>1) 学校給食については、当面現行のとおりとし、統一に向けて調整する。</p> <p>2) 遠距離通学費補助については、現行のとおりとする。</p> <p>3) 奨学金支給事業については、北勢町の制度に統一する。</p>
23-18	社会教育事業	<p>1) 主な行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。また、スポーツ大会については、体育協会、体育指導委員、スポーツ少年団等において調整し、決定する。</p> <p>2) その他社会教育事業（各種講座等）は、当面現行を基本とするが、新市においてそのあり方を検討する。</p> <p>3) 町指定文化財等は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4) 社会教育施設については、すべて新市に引き継ぐものとする。また使用料については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p>

23-19	社会福祉協議会	1) 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。また、新市は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう福祉の充実に努める。 2) 事業委託については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。
23-20	その他事業	その他事業については、従来からの経緯や実情を考慮しつつ、 1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの 2) 合併時まで調整するもの 3) 新市において調整するものに区分し調整するものとする。
24	新市建設計画	※「広報第9号」参照

5 公聴会

- ①目的：員弁地区4町の住民の方の意見等を公聴し、新市建設計画に反映させるため。
②日程等及び参加人数：4会場（2日間）にてそれぞれのテーマ（分科会ごと）に分けて開催しました。

公聴会 テーマ	総務・企画部会	教育部会	産業・建設・上下水 道部会	住民福祉部会
日時	H14/6/1(土) 13:00	H14/6/1(土) 16:00	H14/6/2(日) 13:00	H14/6/2(日) 16:00
会場	員 弁 町	藤 原 町	北 勢 町	大 安 町
	員弁町コミュニティプラザ	文化センター	多目的ホール	大安町文化会館 ※手話通訳あり
参加人数 ※合計 545名	138名	124名	132名	151名

- ③意見等：

<p>公聴会でのご意見・ご提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●どんな町、村をつくるか、どんなふうに繋がりがもてるような町をつくるのかということをもまず考えていただきたい。 ●荒廃しつつある農村と林業関係について、今後、付加価値の上がる農業政策、林業政策を是非盛り込んでいただきたい。 ●新しいいなべ市にふさわしい自然史博物館の建設を強く望みます。自然史の専門家に意見を聞き、自然史博物館を建設すべく準備を進めていただきたい。 ●スポーツ、文化の地域に対するサポートの統一化、活発化した指導体制の整備をお願いしたい。 ●「いなべ総合学園」における中・高一貫教育について、地元の関心を高めていってほしいです。 ●子どもたちがより多くの世界観を学ぶ交流会というものについて、より一層の努力と研究を行っていただきたい。 ●自然災害に対する対策を万全にしていきたいと思います。 <p>書面・メールでの意見・ご提案</p>

- 各地で特産品を開発しているの、それを生かした商工施策も必要だと思う。
- 市の主要施設に簡単に行き来ができるように主要道路の整備をし、市の循環道路、循環バスの運行等も考えていってほしいと思います。
- 各町の現庁舎は立派です。これを精一杯利用できる行政組織体制を考えていってほしい。本庁業務は、議会・人事・庶務・財政等極力限定をし、支所は窓口業務のみとせず、インターネットを駆使して充実した支所とすること。
- 文化事業に力を入れ、地域の連帯感を育ててほしい。
- 住民の健康増進のために、年中使用できる温水プールを建設し、運動教室等を開催してほしい。
- 今までに引き続き子どもに優しいいなべ市にしていきたいです。

6 アンケート調査

①主 旨

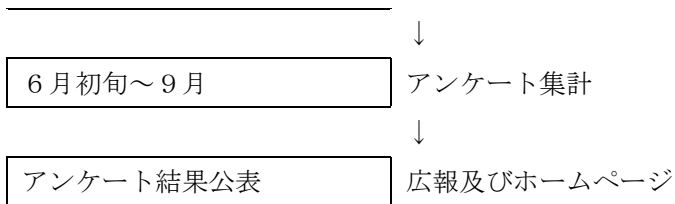
このアンケートは、員弁地区4町（北勢町・員弁町・大安町・藤原町）住民の日常生活行動、市町村合併への関心や将来像についての意向等を把握し、将来構想（新市建設計画）の策定に向け、検討資料を得ることを目的に実施しました。

項 目	内 容
① 地 域	員弁地区4町（北勢町・員弁町・大安町・藤原町）
② 対 象	18歳以上の男女
③ 標 本 数	10,000人
④ 抽出母体	住民基本台帳
⑤ 調査時期	平成14年5月10日～31日
⑥ 抽 出 法	無作為抽出
⑦ 配付・回収方法	郵送法

	均等割		人口割		計	
北勢町	500	5%	2,532	25.3%	3,032	30%
員弁町	500	5%	1,523	15.2%	2,023	20%
大安町	500	5%	2,663	26.7%	3,163	32%
藤原町	500	5%	1,282	12.8%	1,782	18%
計	2,000	20%	8,000	80%	10,000	100%

②事務手順

4月下旬	無作為抽出によるラベル作成
	↓
5/13	アンケート用紙+返信用封筒（受取人払）を同封し発送。
	↓
5/14～5/31	アンケート回収



③集計結果

回収率	51.3%
-----	-------

※「広報第5号」参照

7 新市建設計画

員弁地区町合併協議会規約第3条第2号の規定に基づき、新市建設計画を策定するため、員弁地区町合併協議会の附属機関として員弁地区町合併協議会新市建設計画審議会を設置。

【新市建設計画審議会委員】

会長 : 1名
副会長 : 2名
委員 : 17名

第1回 審議会	新市将来構想	新市まちづくりプラン（新市建設計画） 基礎資料として説明。
第2回 審議会	新市まちづくりプラン（新市建設計画）	原案説明 詳細につき基本姿勢を説明。
第3回 審議会	新市まちづくりプラン（新市建設計画）	詳細内容について審議。
第4回 審議会	新市まちづくりプラン（新市建設計画）	答申内容集約 委員の意見集約。 答申案作成 答申内容を答申書とし作成。
審議会答申	審議会会長より合併協議会会長に答申書を提出	

8 住民説明会

1)任意合併協議会当時・・・各町の自治会単位で住民懇談会を行いました。

町名	実施期間	自治会数及び実施回数
北勢町	平成14年3月1日～平成14年3月15日	43地区 各1回 合計43回
員弁町	平成14年1月15日～平成14年2月26日	18地区 各1回 合計18回
大安町	平成13年12月27日～平成14年2月24日	30地区 各1回 一般2回 合計32回
藤原町	平成14年2月6日～平成14年2月27日	20地区 各1回 合計20回

主な質問事項	
●合併の必要性について	・・・ ○なぜ合併しなければならないのか？
●自治会の財産について	・・・ ○これまでどおり自治会のものどできるのか？

●公共料金、税、保険料等について	・・・	○上がることはないか？
●合併の規模について	・・・	○4町の合併は適正な規模か？
●町の特性について	・・・	○町の特性が失われることはないか？
●新庁舎の位置、新市の名称、合併の時期について	・・・	○新市の名称は？ ○市役所の場所は？ ○合併はいつになるのか？
●今後の懇談会について	・・・	○2度目の懇談会は開かれるのか？
●最終判断について	・・・	○住民投票か？ 議会の議決か？
●周辺部と中心部の格差について	・・・	○周辺部がさびれることはないか？
●北勢線の廃止問題について	・・・	○北勢線は存続できるか？
●学校数について	・・・	○学校数が減ることはないか？
●住民の意見反映について	・・・	○住民投票は行われるのか？
●職員、議員のリストラについて	・・・	○職員、議員の数は減るのか？
●消防、ごみ処理といった広域行政について	・・・	○サービスは維持できるのか？

2) 法定合併協議会

町名	実施期間	自治会数及び実施回数
北勢町	平成14年12月25日～平成15年1月13日	43地区 各1回 合計43回
員弁町	平成14年12月24日～平成15年1月28日	18地区 各1回 合計18回
大安町	平成14年10月28日～平成14年12月8日	30地区 各1回 一般2回 合計32回
藤原町	平成14年12月14日～平成15年1月17日	20地区 各1回 合計20回

主な質問事項	
●市営斎場について	○斎場についてはどうなりますか？
●交通機関の不便さについて	○具体的な施策はあるのか？
●職員について	○市の職員はどうなりますか？
●区有財産について	○区有財産の取扱いはどうなるのか？
●自治会について	○新市において自治会はどうなるのか？
●合併特例債について	○具体的な事業は計画されているのか？
●新市の事務所について	○将来構想として具体案はあるのか？
●住所表示について	○変更手続が必要なものは何か？
●処分場について	○新市の処分場はどうするのか？
●料金について	○各種料金の引き下げを合併後すぐに上げることはないか？
●各役所について	○窓口は減ることはないのか？
●東員町について	○今後の関係はどうなるのか？
●事業について	○下水道事業等について打ち切りになること

● ごみ処理について

はないのか？

○ 新市の体制はどうなるのか？

9 啓発活動等

法定合併協議会にて

1) 広 報

「員弁地区町合併協議会だより」を全戸に配布。(平成 14 年 5 月 1 日創刊号発行。)

※平成 14 年 7 月 2 号発行後、8 月より毎月発行。

バックナンバー	発刊日	インデックス
創刊号	H14,5,1	○ごあいさつ ○合併協議会設置までの経緯 ○合併協議会の推進体制 ○合併協議会の報告
第 2 号	H14,7,1	○公聴会の報告 ○アンケート中間報告
第 3 号	H14,8,1	○合併協議会の報告 ○くらべてみました
第 4 号	H14,9,2	○合併協議会の報告 ○新市建設計画審議会委員紹介
第 5 号	H14,10,1	○アンケート調査の結果について ○新市建設計画審議会報告 ○協定項目の協議状況
第 6 号	H14,11,1	○町内・外者料金格差のある体育施設 ○市と町村のちがひ
第 7 号	H14,12,1	○合併協議会の報告 ○水道・下水道について
第 8 号	H15,1,1	○新年のごあいさつ、協議会報告
第 9 号	H15,2,1	○合併協議会、新市建設計画審議会報告 ○新市建設計画の概要
第 10 号	H15,3,1	○合併議案可決・合併申請書提出
第 11 号	H15,4,1	○三重県議会 4 町合併関連議案可決 他
第 12 号	H15,5,1	○総務省官報告示 他
第 13 号	H15,6,1	○平成 15 年 12 月 1 日に、合併に伴い住所・郵便番号・電話番号は次のようになります 他
第 14 号	H15,7,1	○新市の例規調整 他
第 15 号	H15,8,1	○住所の表示変更により必要となる手続等
第 16 号	H15,9,1	○いなべ市の組織機構 ○いなべ市の郵便番号
第 17 号	H15,10,1	○いなべ市議会議員について 他
最終号	H15,11,1	○住所の表示変更により必要となる手続等 ○いなべ市役所等の電話番号 ○いなべ市長選挙立候補予定者説明会について ○法務局からのお知らせ

2) ホームページ

平成 14 年 5 月より平成 15 年 12 月まで開設。(<http://inabe-g.com>)

※随時内容更新